

宮城県買い物機能強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、地域の買い物機能の強化及び商業の持続的発展を図るため、商店街組織等が市町村と連携して行う消費者の多様なニーズに対応するための新たな販売手法の取組に要する経費について、当該商店街組織等に対し、予算の範囲内において宮城県買い物機能強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象者は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
 - (3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
 - (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会
 - (5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号ロに規定する特定会社等
 - (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人
 - (8) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人又は一般財団法人
 - (9) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者のうち、小売業、サービス業及び卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業者
 - (10) 複数の事業者で構成された任意団体等で、規約、会則等を有し適切な財産管理や事業運営を行うことが可能であると認められる団体
 - (11) その他知事が認める法人又は任意団体
- 2 補助金の交付対象となる事業は、事業予定地を所管する市町村と連携して行う別表1の事業とし、補助対象経費、補助率等は、別表2及び別表3のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地

方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書
 - (4) 県税納税証明書（発行から3か月以内のもの）
 - (5) 市町村連携計画書
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者

（交付の条件）

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助事業に要する経費の総額の20%以内の減少の変更である場合
 - ロ 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分を変更する場合
 - ハ その他事業計画の細部を変更する場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。
- (4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7 補助事業者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(処分の制限を受ける財産)

第8 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）であって、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間等)

第9 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては5年間とする。

2 第8に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、別記様式第7号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、平成30年度から平成34年度までの各年度において、当該補助金に係る

予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和4年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年度4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年度4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和5年度から令和9年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年度4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 令和7年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この要綱は、令和8年度から令和9年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

補助対象事業

区 分	内 容
<p>買い物機能 強化事業</p>	<p>1 事業計画に基づき新規又は従来から実施している取組を拡充して実施する以下の事業で、補助金交付終了後も継続して実施されることが確実であると認められる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域に店を作る事業 無店舗地区へのスーパーの設置等 (2) 商品を届ける事業 食料品・日地用品等の移動販売、宅配事業等 (3) 商店街等へ送迎する事業 商店街による買い物ツアーの実施、送迎サービス等 (4) その他知事が地域の買い物機能の強化に資すると認める事業 <p>※補助対象外事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村が直接実施している事業 (2) 従来から実施されている継続事業（事業内容を拡充して実施するものを除く。） (3) 特定の世帯又は施設等を訪問しての販売又は配達のみを行う事業 (4) 調理加工した食品の販売のみを行う事業 (5) 商業施設のほか、医療機関や公共施設等を循環するデマンド交通サービス事業やバス運行事業 (6) 本補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業

別表 2

補助対象経費等

区 分	買い物機能強化事業
補助対象経費	新規又は拡充事業の立ち上げに要する以下の経費 消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告料、 委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
補助率	補助対象経費に2分の1を乗じた額以内
補助限度額	2, 0 0 0 千円

別表 3

補助対象経費の内容

補助対象経費	内 容
消耗品費	事務用品等の購入に要する経費（食糧費を除く）
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷に要する経費
修繕費	店舗、備品等の修理、補修に要する経費
通信運搬費	電話、FAX、インターネットの通信、郵便、運送等に要する経費
広告料	テレビ、ラジオ、新聞雑誌等の広告宣伝に要する経費
委託料	調査・研究、実証実験、ホームページ作成等の委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場、店舗、車両、機器等の賃借に要する経費
工事請負費	店舗の建築、改装等に要する経費
備品購入費	車両、機器等の購入に要する経費